

会 議 名 議会改革特別委員会

開閉日時 平成26年2月6日(木) 午前10時00分～午前11時33分
(休憩 午前10時55分～午前10時59分)

会 場 委員会室

1. 出席者

1番 長谷川 広昌、 2番 黒川 美克、 4番 浅岡 保夫、
7番 杉浦 辰夫、 9番 北川 広人、 11番 鷺見 宗重、
13番 磯貝 正隆、 16番 小野田由紀子
オブザーバー 副議長

2. 欠席者

オブザーバー 議長(病欠)

3. 傍聴者

柳沢英希、柴田耕一、杉浦敏和、鈴木勝彦、内藤とし子、小嶋克文

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 特別委員会第38回の検討結果について
- 2 意見交換会の実施方法及びテーマの選定等について
- 3 検討テーマの順次検討について
 - ・議員定数について
 - ・議長任期の適正化について

- ・ 議選監査委員の任期を2か年とすることについて
- ・ 各種行政委員の議員配属の見直しについて
- ・ 各派代表質問制の導入について

4 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の小野田由紀子委員を指名いたします。

《議 題》

1 特別委員会〔第38回〕の検討結果について

委員長 過日、「議会改革特別委員会〔第38回〕検討結果について」を配布させていただき、お目通しをいただいていると存じますが、何か御意見がございましたら、お願いをいたします。

意 見 な し

2 意見交換会の実施方法及びテーマの選定等について

委員長 それでは、順に市政クラブさんからお願いをいたします。

意（９） 私ども市政クラブのほうでは、要綱の作成ということで、いろいろと議論をしていこうという動きをしていたんですけども、整理をして、考えて、基本的に意見交換会と意見広聴会という二つのパターンを考えております。意見交換会に関しましては、まず、事前に議会内でテーマの選定をして、テーマについての議会内議論をして、それで議会としてある程度の意見の集約、一つではなくてもいいんですけども、二つ、三つというような形で、ある程度の意見の集約をみたところで、テーマを発表して、意見交換会の告知をし、意見交換会の開催という形にもっていくべきではないかということを考えています。それで、意見交換会当日ですけども、その集約意見の発表をして、今度は市民の方から意見の徴集をして、また、我々がどのような議論を交わしたのかという質疑に対しての答弁をする。そしてまた、市民の意見を踏まえた中で、次回までに新たに議会内で議論をすると。結論をもし求めるものであるのであれば、そのような形を取るべきではないかと、これが意見交換会のイメージであります。それからもう一つは、意見広聴会ですけども、この場合の広聴会の「こう」の字、公ではなく広いという字です。公の公聴会は、これは会議規則に公聴会を開くことができるというので載っていますので、それとは意味が違う広聴会、広く、聴く、会という意味で意見広聴会ということで考えます。これに関しましては、意見広聴会の開催の告知をすることによって、すぐにでも開けるのではないかということですけども、当日開かれた場合に、市民から自由に意見を発言していただくということになります。その中でどのようにルールをつくるか、一つは、テーマを分ける。例えば、財政とかまちづくりだとか子育てだとか、さまざまなテーマに対して御意見をそれぞれいただくような、そういう交通整理をしていく必要があるだろうということ。それから、あるいは地区別にやることも必要ではないかということもございます。それで、この中で考え得る問題点ですけども、現状の行政に対しての質問に関しては、これは説明するというレベルでは答弁できますけども、どのように考えているのかとか議会がどのような意見を持っているのかということは、これは議会としては答えることができませんので、個人、要は16人の議員全員がそれぞれ答えるのか、あるいは会派的な部分の中でまとめて答えるのか、そういったところに

少し問題点があるのかなというところを考えております。それから、市民の方々、どうしても個人的な意見を言われる、個人的な質問をされる場面も想定されます。そのときに、その個人的な意見、要望、そういったものをいかに市全体の要望として聞いてあげて、それに対して問い直せるか、要は、あなたのおっしゃることはこういうことですよ、例えば、うちの前の交差点が危ないよという話があったときには、市全体の交通安全対策についてですよ、というような形で問い直してあげないと、そこの交差点の話になってしまいますので、その辺のところはきちんとやれるかどうか、我々側がですね、やれるかどうかという問題。それから、あくまでその個人の話になってしまう場合には、それをしっかりと制止ができるかどうか、そういったところに課題があるのではないかなというふうに思っています。どちらにしても、意見交換会あるいは意見広聴会に関しては議会報告会とセットでまずもってやるのであれば、やるべきではないかな。それだけを単独でやるということではなくて、セットでやることのほうがまず取り組みがしやすいのではないかと考えております。現状では、ちょっとおおざっぱで恐縮なんですけども、出てきた意見、このような意見がございました。

委員長 それでは、次に、公明党さん。

意（16） 今、すごく具体的なお話が出まして、要綱をつくって進めていったらいいのではないかとというようなお話も出ましたけれども、ちょっと私どもは、そこまで詳しい審議は行っておりませんで、犬山の事例ですか、そういったものも参考にしながら、ときになかった、その皆さんがすごく興味を持っているようなそういうテーマが出てきたら意見交換会をしていくのがいいかなというふうには、基本はそういう思いでおりますけど、前回、3月議会の報告を含めて、12月、3月ですけれども、一度、5月の報告会で試験的にやってみたらどうかという御意見も出ましたけれども、それもいいのではないかとこのように思っております。それで、講演会を何か中に入れてということで、こういう資料をいただきましたけども、とてもこれいいですよ。この間も市民センターのほうにある方がいらっしゃってすごく盛会だったと思いますけれども、そういったことも考えていきながら中身がすごくよくてもなかなか市民の方が

来てくださらないという点がありますので、そういったことも考慮しながら、また皆さんの興味を持っているような、知りたいという思いのあるテーマを見つけながら進めていったらいいかなというふうに思っております。

委員長 今、犬山の議会報告会のお話が出ましたけれども、当然、講師をお呼びするわけですから、その費用については議会の、いやいや、議員のですね、政務活動費の中から出ているような話を聞いておりますが、それでよろしいですか、北川委員、資料を出していただいて、犬山。

意（9） あれはね、政務活動費ではなく、予算をつけてやってみえます。

委員長 活動費ではなく。

意（9） ええ。だから、当初予算の中で議会費の研修費なのか、報告会費用なのか、わかりませんが、別途予算を立ててやってみえますので、・・・

「なるほど。」と発声するものあり。

意（9） 反対にですね、うちの議員研修会は、政務活動費で、頭割りでやっていますけども、ほとんどのところが予算を立てています。当初予算、研修費ということでね、議会の中で研修費という名目で、それを議員内の研修で使ったり、報告会でそういう講師を呼んできて、自分たちの研修会をオープンにして、逆に、講師を呼んできて、市民にもオープンにしてやっているというような考え方のほうが正しいかなと思いますけどね。

委員長 それについてはですね、今後、また、そういう方向が、皆さんとそういう方向になれば、どちらがいいかなというか、当初予算ということにも入ってきますので、また議論をお願いしたいなというふうに思いますが。それでは、次に、共産党さん、鷺見委員。

意（11） 私どもも深いところまではやっていませんけども、一つは自由に意見を言っていただくということでね、市民の方に。そういう点では、その先ほど言った広聴会という形もいいんじゃないかなというふうに思いますので、そういうふうに進めていただければいいかなというふうに思います。それで、意見交換会や何かのテーマについては、ちょっとまだ決めていませんけども、

よろしく申し上げます。

委員長 それでは、黒川委員。

意（２） 今、市政クラブさん、それから公明党さん、意見が出ましたけれども、私もですね、市政クラブさんとそれから小野田委員が言われたみたいに、やはりまだ僕も細かいところまでは決めてありませんので、そういうところを基本にして、意見集約をしていただけるとありがたいというふうに思います。

委員長 それでは、長谷川委員。

意（１） 今、そのお話を聞いて、その議会報告会というものの自体が、市民の皆さんが何を求めているかというのが一つ見えてこないところがあるんですね、本当に市民の皆様が、その先ほど申された広聴会とかを望んでいるのか。議会がそうしたことを報告会とセットでやるのかどうかというのは、もう一回よく考えたほうがいいのかなど、今聞いて思っています。報告会のやり方を、今の現行、進めてきたとおりのものをいかに工夫してやっていけるかと、あとPRの問題が重要ではないかなと私は思っているので、やはり、まずはPRの仕方を考えていったほうがいいのかなど思っています。

委員長 今、御意見、いろいろいただきましたけれども、まさに、PRがですね、こういったことをやるからというPR、そこそこ、今まで何回かやっているうちにお願いをしてまいりましたが、いかんせん、ほかの事業に、事業というか、イベントあるいはそういうものと重なったとか、いろいろ問題もありましたし、一つ前々から意見交換会という話がありましたので、私のほうから提案をさせていただいたところでもありますけども、おおむねですね、意見交換会あるいは意見広聴会をやる、あるいは、またそれにプラス長谷川委員がおっしゃるように、PRも一緒になって考えていくぞということで、集約させていただいてよろしいですか。いずれにしても、何べんもやりながら改良していくというのが、議会改革のこの委員会のテーマでもございますので、一つまた、これもまた次回もですね、同じような形で提案、提案といいますか、議題にさせていただきますので、一つしっかりとその辺をお汲み取りいただいて、御発言をまた次回もいただきますので、お願いをしたいと思います。それと・・・

意（９） 議会報告会で、市民の方から言われる中で、結局もう議決も終わっ

た議会の報告しかしていないだろうというところが、やはりこれ市民の声全部ではありませんけども、議会報告会という限りは、議会で議論されたことの報告というものもやるべきではないのかなということ言われていると思うんですよ。例えば、例を挙げると、前回のときには、公共施設のことで大分言われました。こんな大事なことお前ら議会で何もしゃべっていないのかということ言われていた市民の方がみえました。だから例えば、議会改革の中で、今、ようやくここにきて議会報告会のやり方をどうするだとか何とかという話ではなくて、いろんな議会の中のことを議題にして上げてきているではないですか。そのことも報告の中に入れないと議会が議会として何を考えてどういう議論をしているのかということが伝わらないと思うんですよね。だからぜひその辺のところを次回には、制限があると思いますけども、報告会ときにはあるとは思いますがある程度そういう改革会議の中でこういうテーマで話して、こういう意見が出ておりますと。結論が出たものに関しては、こういう結論が出ましたというようなことを報告するというのも大事なことかなということ言いますので、それをまた次回の報告会の中に何とか入れ込めないかなということで、お願いしたいと思います。

委員長 前回の議会報告会の中で、議会改革特別委員会の委員長ということの中で、今まで皆さん、例えば、予算、決算の資料の問題だとか、いろいろまた今検討を始める部分についてもですね、御報告はさせていただいているつもりでありますので、そこをもう少しね、どんな意見がという話がこれからは入ってきますので、こういうものがありましたよということは出させてもらえるのかなという気がしております。そういうところも加味しながら進めてまいりたいと思いますので、お願いをしたいと思います。それではそういうことで、この意見交換会あるいはまた意見広聴会という名前になるかよくわかりませんが、その辺については議会報告会と抱き合わせでやり、そのPRについてもしっかりとまた考えてやっていくという方向でよろしゅうございますね。

意 見 な し

委員長 それでは、御異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

3 検討テーマの順次検討について

委員長 まず、「議員定数について」から入りたいと思います。それでは、議員定数の問題についてまた各派からお願いをしたいと思います。

意（9） 私どものほうで出てきた意見を取りまとめたものをお話させていただきますと、まず大事なことは、現行の議会運営に対して必要な人数、これを完全にきちんと把握をして、全議員が情報共有を図ることが大事であるということがまず一つ言えます。それから、もう一つ前回出ていた意見の中で、議員報酬とセットでという話がありましたけども、議員報酬とは切り離して議論すべきで、これは報酬審議会があることですし、例えば、定数と報酬を掛けて全体でいくりにするから報酬を上げるとかね、定数を減らすとかという議論は、これは全然本末転倒な話であるから、報酬と定数の問題というのは全然別だというふうに思います。前、言った意味も含めて言いますと、前回も言いましたけども、現状の議会運営上、絶対必要人数、それから、ある程度議論ができる委員会の委員数というものをしっかりと把握をして、そちらのほうから積み上げ式的に考えていって、それでもって定数は、適正な部分というのはこれぐらいではないかというところを図っていくべきではないかなというふうに思います。現行でいうと、2委員会、その2委員会の所管がどうあるべきか、そして1委員会には何人の人数があるべきか、そして、予算、決算特別委員会の招集自体が必要なのかどうなのか、それから絶対、議会運営委員会というのは、当然ありますので、そこに対して。今、言っているのは、少なくとも委員会があればある数だけの正副委員長というのが必要になってきますので、その部分。それから対外的なところ、一部事務組合の議会、それから、消防の広域の議会、そういったところの人数割りの部分もございます。その辺のところを積み上げ算的にみていって、最低人数。一番大事なところは、先ほども言いましたけども、1委員会に何人ほど置いて議論するのがより市民の声を反映できる委員会

になり得るのかというところをやはり出していくべきかなということを思います。ですから、それを議論しないで、定数の削減も増員もないというふうに思います。

委員長 ほかの、浅岡委員、辰夫委員、フォロー、よろしいですか。

「よろしいです。」と発声するものあり。

「はい。いいです。」と発声するものあり。

委員長 それでは、公明党さん。

意（16） 議員定数につきましては、先回も意見を述べさせていただいておりますから、そのときと変わっておりませんが、定数削減につきましては、財政的に大変厳しい折、全国的にもぎりぎりまで削減するという流れの中で高浜市もかなり財政難という背景がありまして、市民の皆様からしっかり仕事をしているような姿が見られないからもっと削減したらという声が大きかったものですから、それにお答えするという面もありまして、私が知る限りでは、3回削減してきまして、今の定数が16になったわけでございますけども、今、委員会について何人というような議論の仕方というお話がありましたけども、一度、そういうものを整理しましてですね、一覧表なんかもつくって、一度、市民の皆さんにお示しするというのもいい方法かなというふうにも思っております。ただ、2元代表制という、首長と議会とのこのチェックアンドバランスという面も含めると、今、本当、どちらが大きいかというと、どうしても市長のほうが大きくて、何か議会が小さい、すごく小さな、意見が通りにくいとか、多様な市民の意見がなかなか通りにくいかもしれないし、ある面そこをカバーしているまち協だとかそういった市民会議ですとかそういったものも立ち上がっておりますので、そういったことも含めると適正な議員数かなというふうには思っておりますけども、いいチャンスですので、この機会にいろいろ、今、市政クラブさんのほうから出ました提案、そのことをきちんとまとめていくのもいいかなというふうに思います。

委員長 共産党さん。

意（１１） 日本共産党としては、やはり市民とのパイプが、今ずっと減らしてきていて細くなっているのではないかというふうに思うんですね。それもあるし、それと、やはりバランスですよ、先ほど小野田委員が言われたような。ということをお考えますと、やはりちょっとふやすというか、そのほうがいいのかというふうにも、まずは思います。その前提もありますけども、やはり必要人数はどれくらいというのをやはり見る必要もあるので、そういった議論をこれからしていったらいいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長 減らしてもいいということですか。

意（１１） 減らすという意味ではなくて・・・

委員長 ではないでしょ。

意（１１） ないです。

委員長 今までの話ではね。

意（１１） はい。

委員長 ちょっと言葉の中がどうかなと思ったんですが、要は、ふやすにしても減らすにしても、今、市政クラブさんから出ているようなことをしっかりともう一回検討してということですよ。

意（１１） はい。

委員長 それでは、黒川委員。

意（２） 私は小野田委員が言われた意見と同じで、今まで順調に、順調にと言うと言葉が悪いですけども、市民の意見や何かを聞いて、３回、前の議論でも出ていましたけれども、平成１１年に２２人から２０人、それから平成１５年に２０人から１８人、それから平成２３年に１８人から１６人ということで定数を削減してきて、僕は定数削減するばかりがそれでは果たして本当によいかと、その分だけ、先ほども小野田委員から意見が出ていましたけれども、それでは市民の意見を集約するのにですね、やはり議員の数が多いほうがいろいろな意見は聞き取りができると思うですね。知立で前のときに議会報告会で、県の、全国市議会の局長が来て講演を、僕、聞いたことがあるんですけども、あの局長は、むしろ反対に定数を削減するよりもむしろもっと定数をふやして市民の意見を多く聞いたほうがいいのかというような、そんな意見を

言っておみえになりましたけれども、僕、それがいいとは思いませんけれども、少なくともその辺のバランスを考えて、市政クラブさんが言われたみたいに、やはり委員会の人数がどうだとか、そういったことをきちんと議論をして積み重ねて定数を決めていくのがいいのかなと、こういうふうに思います。

委員長 長谷川委員、それでは、お願いします。

意（１） 私は議員定数については、前回申し上げたとおりの意見でございます。議論を進めるに当たっては、今、現行は、こうしてこの会議で議員同士で話し合っているというのがある、その議論の仕方を内部でやるのか、あとは外部の人を含めてやるのか、そういったことも含めて考えていったらどうなのかなと。それで、議員定数については、現状どおりか削減するかという議論についてもやはり議員同士だけではなくて、外部の人を入れて議論するのがいいのかなというふうに、今は・・・

委員長 例えば。

意（１） 例えば、そういったことに詳しい有識者の方をお招きして、その委員に入ってもらって市民の方も一部入れて議論をすると、そういった考え方もありではないかなというふうに考えています。

委員長 今ですね、市政クラブさんから出していただいたその部分、これはもう確実にやらなければいけないとは思いますが。その中で、今、長谷川委員のほうからも御提案ありましたけれども、私どもの、失礼な話、議員が考える議員定数と多分、市民の皆さんが考える議員定数というものが大きく乖離してきたからこそね、3回、ここまでやってきたということだと思います。それで議員は、名前が議員となると、その能力あるいは動きあるいはまたやっていることも全て同じぐらいやっているのではないかなということであればね、こういう問題も起きなかった。個人的な話ですよ、ここだけはね。思いますけれども、いずれにしてもそういう乖離があったからこそね、3回のことになってきたということだと思いますし、ですから、我々、まず、広聴会をね、広聴会というか、そのやる前にね、我々の中で一つその適正な部分というのはいくつかというものを決めておらずにね、オープンにどうなんですというのはいね、ちょっと長谷川委員には申しわけないですけど、ちょっとまだそこまでには至らないの

かなというふうに思います。我々が適正な数字を決めることなく市民の皆様からね、いかがでございましょうということはね、そこら辺はちょっとあれなのかなとは思いますが。ですから、まず先に、ここで一度ですね、皆さんの、次回にも出しますけれども、このテーマを出しますけれども、一回突き詰めて、突き詰めてというか、真摯に定数がどうのこうのという話を一回討論、討論はというか議論はしていただきたいというふうに思っておりますけど、いかがですか。長谷川委員、よろしいね。

意（１） はい。

委員長 ここで一回、それもやらずに、さあどうなんですということは・・・

意（１） そうなんです。そうです。

委員長 そうでしょう。

意（１） ここで議員としての適正数が・・・そこがまた・・・

委員長 そういうことだね。北川広人委員。

意（９） ちょっと勘違いしていただきたいくないのは、議員の数を減らすために、議会の運営を見直しましょうという話をしてるわけではないんですよ。議会の運営がいかにスムーズにやりやすく、そしてまた、市民の方々にもわかりやすくするにはどうしたらいいのかというところを議論して、それにかかる議員数というのがどれぐらい必要なんだということをやっていないと、定数を減らすなんて一言も言ってないですよ。定数を減らすなんて書いていないでしょう、これ。テーマにも。ふやすとも書いていないでしょう。これは何かと言ったら、そこなんです、議論しなくてはいけないところは。それをきちんとやることによって、市民の方々にわかりやすくなるわけでしょう。こうこうこうだからこの人数でやるんですよ。だから、例えば減らすんですよとか、例えば、だからふやすんですよとかと言いやすくなるわけでしょう。それがやっていないから議論をしなければいけないでしょうということなんです。それがここにテーマに挙がってきたんではないですか。一番大事なことは、減らすとかふやすだとかいうところではなくて、いかに議会運営を、例えば、民間的にいうならね、無駄のない、そういう運営にしていくのかというところだと思うんですよ。そのためのテーマだと僕は思っていますので、ついては、先ほど言った

ように議会の運営のあり方というものを考えるべきであって、この議員定数についてというテーマの中には、それがあからそこをまずやりましょうということですので、ふやす、減らすという話を直接的にしているつもりはありませんので、そのところは、そのような形で御理解をいただきたいと思います。

委員長 それでは、これもというふうに先送りしていきますとね、どんどん後ろへ行くだけの話ですから、これ、議員定数について、ちょっときょうしっかりこれ一本に絞ってもいいですから、まだそれぞれ会派でお話みえないかな。

意（9） ですから反対に、現行の議会の運営の仕方というのは皆さんもう御存知ですので、それぞれ会派の中で、例えばですよ、委員会の所管の見直しを行って、委員会のバランスをよくするだとか、1委員会にするだとか、あるいは、予算、決算委員会をどうするとか、そういったことを具体的に詰めていかないと話し合いはできないと思うんですね。だから現行でいいならいいで、そのままやっっていけばいいことですから、だからそれによって、こういう議会の運営をすれば、ここで例えば議員が足らなくなるから、では議員を二人ふやすうではないとか、こうしてやっっていくと議員がここまでの数がいらなくなるから、では二人減らそうだとかということ、そこから出てくる話になりますから、そういう議会の運営について、それぞれの会派に話し合ってきていただいたらどうかということだと思いますので、あくまでテーマ、このままのテーマでもいいですけども、そういうふうにならちょっと議論を変えていかないと、ふやすだ、減らすだというと、ここで言い合うだけの話になってしまうので、ぜひ、そのような形に変えていただければと思います。

委員長 今。はい。小野田由紀子委員。

意（16） 委員会というお話がありましたけれども、委員会と3役ですとか、そういうそれぞれの役割分担ですとか、そういうことももろもろすべて含めていったほうがいいかなというふうに思いますけれども。それと、より具体的にきちんとしたお話をするんでしたら、たたき台ではないですけども、一覧表みたいなものを提示していただくと、委員長のほうから。そうするともれなくきちんとお話し合いができるかなというふうにも思いますけども。

委員長 問題点ということですか。

意（16）　そうですね。今、委員会と言いましたけども、委員会でも衣浦衛生組合もあればあちらもありますし、いろいろありますもんですから、それがもれないように一覧表ですね、今の現状の人数とか、そういった一覧表を提示していただいて、それについて現状どうかな、今後のことも含めてきちんと各会派で審議してきていただきたいということで、何かあったほうがやりやすいかなというふうに思いますけれども。

委員長　北川委員、そしてまた、小野田委員からの提案がありましたように、いずれにしてもしっかりと現状の中でね、それぞれ会派に持ち帰って御議論いただくと、御審議いただいて、また持ち帰っていただくということでよろしいですね。また、それについての今の資料の提出という御提案ありましたので、これについては、簡単に出来ますよね。簡単に。

事務局長　一覧表は・・・

委員長　一覧表はね。

事務局長　出ます。

委員長　一番スタートのときに出るものですよね。それは用意させていただきますので、お願いいたします。それではこれもですね、しっかり今のお話を会派にお持ち帰りいただいて、しっかり御審議いただいて、お願いをしたいと思っております。また、今、資料については早急に出しますので、お願いをしたいと思っております。次回について、またこのテーマを出しますので、お願いをいたします。それでは次に、「議長任期の適正化について」でございます。これについて御意見ございましたら。

意（9）　私どもは、議長の任期に関しましては、これはもう明文化されているものでもありませんし、あくまで申し合わせのレベルの話をさせていただきます。簡単に言うと、前回までは、その再任を妨げないという話がありました。よくよく考えると、これは再任ということではなくて、毎回辞表を提出して、議長選挙が行われるという経緯からすると、再選を妨げないというほうが正しいのかなという気がします。そういう意味で言うと、紳士協定的な部分、申し合わせの部分で言えば、1年で辞表提出をしていただいて再選を妨げないというのが本来かなということをお思いますので、あくまで、これを2年にすると

か、3年にするとか、4年にするとかいうことではなくて、そのときどき、その議会が抱える問題もあるでしょうし、対外的にさまざまなことを考えなければならない場面も想定されます。それに応じて、その議長の任期というのは、任期という言い方はおかしいですね、議長の再選というものがありうるということを、御理解をいただくだけでいいのかなと、変な決め方をするのではなくてね。一つ例を挙げると、例えば、愛知県の議長会のこういう役が回ってくるよとかあるんですよ、やはり対外的には。その中で議長経験のない人がそれをやるのであれば非常に難しいところがありますので、そういったところも含めて、そういう場面とか、あるいは、議会が抱えている問題、そういったことがあった場合には、再選を妨げないというところを御理解すると、皆さんで同一的に理解をするというところでいいと思います。

委員長 これについて、公明党さん。

意（16） そうですね、うちは、資料見ますと平成24年に岡崎市、平成23年、犬山市、平成20年に弥富市ですかね、いろいろ、あま市もですけども、結構、1年から2年に変更している流れがありますけれども、本来でいうと、1年目に何とか職、仕事をこなすのが精一杯で、議長の独自性みたいなそういったいろんなものを、カラーを出しにくいというあれがあると思いますので、本来ですと2年ぐらいやりますといろいろ発揮できるかなというふうに、先輩議員からもお聞きしておりますので、本当は2年に変更できればというふうに思っておりましたけれども、何せ16名という人数でもありますし、また、その高浜市の場合は歳費が乏しくて二足のわらじを履いている方がほとんどですので、議長職1本で仕事をしていくということが困難な面もありますので、そういったこともいろいろ配慮し、考慮していきますと、1年でやむを得ないかなというふうに思います。それで、今、再選を何ですか。

委員長 妨げない。

意（16） 妨げない。今までも妨げるようなことは、一切なかったと思いますので、従来どおりでいいかなと思います。

委員長 それでは、共産党さん。

意（11） 僕らも、議長は案外激務だなというふうに理解しています。です

ので・・・

委員長 案外か。

意（1 1） いや、すみません。案外というか、激務だという理解でありますので、現行の1年ということで、やったらいいかなというふうに思います。

委員長 では、黒川委員。

意（2） 私も今の話で、現行どおりで、もしも変えらるるならば、市政クラブさんが言われたみたいに再選を妨げないと、そういった一項目を入れるとか、そういうあれで問題はなかろうかと思ひます。

委員長 長谷川委員。

意（1） 前回、皆さんの意見をお聞きして、それで、今、皆さんの御意見をお聞きしまして、私も、再選を妨げないという形で現行どおりでいいのかなと思ひます。

委員長 これについては、大方の意見、現行どおりの中で、再選を妨げないということで、いわゆる申し合わせ事項の中で御理解をいただくということで、御決定をいただけるかなと思ひますが、それでよろしいですか。

「はい。」と発声するものあり。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 いずれにしても、激務で議長が倒れられておりますので、そういうために副議長という席が用意してございます。何か副議長、御意見ございます。

副議長 いいえ。いい経験をさせていただいております。

委員長 いずれにしても、過去に先ほど北川委員が言われましたようにね、高浜が順番、これ順番とは言うて怒られますけども、高浜市が愛知県議長会の会長をやったことがございます。これかなり前でございます。近いところでいいますと、内藤現議長が初めて議長のとてですから、あのときに愛知県議長会の副会長をされました。それで私もですね、随行で副会長としてさせていただきますけども、なかなかですね、こういうものが回ってきますと、今の、これ余談ですが、この職員ではやれませんが、高浜市では。職員といひますか、当局

の事務局ですが、もう大変な仕事でございます。これが回ってくるのは、まだわからないわね、まだ。大体、順番になっているという世界だそうですから、これはもう必ず回ってきます。そうしたときに、ですから、今、そういうときには、またお考えをまた皆さんにお伺いをしながらもう一回やってくださいよという話にもなるかもしれませんし、今、申し上げたような再選もお願いをする。今度、逆にお願いするような形になるかもしれません。一つきょうは御理解いただきましたので、議長任期については、今、申し上げたような形にさせていただきますので、よろしくお願いたします。それでは、次に「議選監査委員の任期を2か年とすることについて」。これについて、御審議というか御討議願いたいと思います。それでは、北川広人委員、市政クラブさん、願いたします。

意（9） 私どもは、議選監査委員に関しましては、基本的には多くの議員に経験をしていただくことが望ましいということは思っておりますけども、これはあくまで当局からの上程という人事案件であるということをもつて理解をしなければならないということでもあります。先ほどの議長任期ということとは全く違うという前提の中で、前回も言いましたけども、当局側に対する経緯というものを上げるということ、それから、より厳密な監査を行うという意味では、2年ぐらいが適正ではないかなという気がいたします。そういったことを踏まえると、2年で辞表を提出していくというようなルールづくりも必要なのかもしれないというような考えでございます。

委員長 それでは、公明党さん。

意（16） 私どもは、この議選監査委員に関しましては、従来どおり、任期は1年でいいのではないかなというふうに思っています。やはり、議員定数が16ということで、それでこの任期を2年にしますと、4年の間に二人の方しか経験できませんので、やはり議員の経験を豊富にしていくということと、それから見聞を広げるということでもないですけども、やはり、質を上げていく、そういう面では、やはり広くいろんな方が監査委員になっていただいて、やはり監査の重要性みたいなものを学んでいくということが、議会の質のアップにもつながると思いますので、そういった点から任期は1年でいいと思いま

す。

委員長 それでは、共産党さん。

意（11） 確かに見聞を広げるということでは、監査委員を経験することはいいことだと思いますので、やはり、1年でやったらいいかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

委員長 黒川委員。

意（2） 私も現行どおりでいいと思いますので、やはり、多くの方に経験をしていただいたほうがいいということでございます。

委員長 それでは、長谷川委員。

意（1） 私も前回、皆さんの御意見をお聞きして、現行のとおりでいいのではないかなと思いました。

委員長 大方の意見、1年というお話でございます。もう一つ、ちょっともう一回前に戻りますけれども、議選監査委員さんの交代の問題。そこに新しい、失礼、代表監査委員さんの交代と議選監査委員が毎年新しくなっていくという問題。これは前に市政クラブさんのほうからもお話がございましたが、これについては、皆さんいかがですか。これ間違いなくきますので。

意（16） 再任ということがありますので、そこは、それでカバーしていけば、別に問題ないと思いますので、辞表を提出しなければ、その方がまた再任されるのではないですか。そういった状況には・・・

委員長 議選監査委員ということですか。

意（16） そうです。議選監査委員のことですけれども、はい。臨機応変にやっていけば、いいと思いますけども。

委員長 市政クラブさん、いかがですか。

意（9） 先ほど言ったように、当局人事案件ですので、だからその、例えば、では今回は、辞表を出すのを止めなさいよという議論をどこの場で、だれが責任を持ってやるのかということが決められませんよね、それも全く。反対に議長と違って、我々が選出するわけではない。我々が選出するというか、提案を我々がするわけではないですから。ですから例えば、監査の人が例えば辞表を出しますよね。今年、例えば、杉浦敏和議員が辞表を出す。その人をまた当局

が上げるといふことはないわけですよ。

「・・・」と発声するものあり。

意（9） ええ。

意（16） ……ましたね。再任してもらえばいいんじゃないですか、当局のほうに。

意（9） いや。再任ではなくて、任期は4年ですから、監査は。自治法で4年に決まっていますので、辞表を出さないとやめられないんですよ。だから、辞表を出すか出さないかというものを誰に諮るんですか、どこに諮るんですかということを行っているんです。再任はあり得ないんですよ。辞表を出したものですから、その人をまた当局が同じように人事案件で上げてくることはありえないですよ、辞表を出した人を。

「・・・」と発声するものあり。

意（9） だから、出さないは、出さないでいいですけども、このタイミング、この場合は出すのか出さないのかというのは、誰が決めるんですかということ。言っている意味がわからないかな。

意（16） 私も、そういうころがですね、初めて、今、経験させてもらっているというか、今までで事例がなかったものですから思い浮かばないですけども、そういうことをもう少し研究をしていったらいいかなというふうに思いますけれども。どういうふうになるんでしょうかね。ちょっと、どうでしょうかね。知恵をいただきたい。

意（2） すみませんけれども、僕もまだ1期生ですので、前の経過がよくわかりませんので、実際に議長や何かは申し合わせ事項でなっていたですけど、監査委員の任期のあれは、申し合わせだとか何だかではなくて、市のほうからの提案なりということで、ただ、市のほうも勝手にですね、議会の誰がいいと行って、言ってくるというのか、その辺のところの流れが僕らはわからないの

で、現行、今、どういう形で執行部のほうが、市当局のほうが、この方に監査委員をお願いしたいというのは、どこに申し入れをされるのですか。

委員長 現状、そう言われてみると、事務局さんどうですか。この候補者でという話は聞きますよね。

議選監査委員候補者選出の件で、委員間で確認等発言あり。

委員長 それでは、ちょっと休憩を取りますよ。はい、休憩にします、今から。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時59分

〈再開〉

委員長 それではまたどこかで、各派会議で。御意見としてはね、今、1年、現行どおりのままだというようなお話がよかろうと思いますが、いずれにしても各派会議のほうで、そちらに回しますので、ついでに、ついでにとは言いませんけど、申し合わせの事項、先ほどの、議長の任期、これについても各派会議のほうでまた御決定をいただくという形でお願いをしたいと思います。それでは、次に「各種行政委員の議員配属の見直しについて」をテーマとさせていただきます。今、お手元に資料を出させていただきましたけれども、こういうような状況で、現行でございます。この中でお諮りをいただきたいというふうに思います。これにつきましては、前回、正副議長に依頼をさせていただいた結果の報告でございますので、よろしくお願いをいたします。それでは、検討結果の報告を各派からお願いをいたしたいと思います。それでは、北川委員。

「・・・」と発声するものあり。

委員長 失礼いたしました。事務局長。

事務局長 それでは御検討いただく前に、調査結果の報告をさせていただきました

いと思います。お手元の資料のまず一番上に書いてあります「都市計画審議会」でございます。この「都市計画審議会」の議員選出の根拠でございますが、これは、高浜市都市計画審議会条例第4条第2項において、市議会の議員となっております。それで現在2名の議員さんを選出させていただいております。任期、定数、報酬につきましては、御覧のとおりでございます。備考といたしましては、平成14年度までは、4名を選出しておりました。委員選出は、総務建設委員会委員より選出をしております。次に、「青少年問題協議会」でございます。選出根拠でございますが、これは、高浜市青少年問題協議会設置条例第2条におきまして、学識経験者として、議員1名を選出しているところでございます。それで、この上位法であります地方青少年問題協議会法が、今回、一部改正をされておきまして、その組織に関する条項の一部が、法が削除されております。改正内容、法の改正内容でございますが、第3条、組織の第1項、「地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。」、第2項、「会長は、当該地方公共団体の長をもつて充てる。」、第3項、「委員は、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、当該地方公共団体の長が任命する。」。これが、改正前の条文でございましたが、今回の改正によりまして、今、言いました第1項のみを残しまして、第2項、第3項が削除されています。要は、第2項の「会長は、当該地方公共団体の長をもつて充てる。」と、それから、第3項の委員は、議会の議員だとか、関係行政機関の職員、学識経験ということで、これが、条項が外れておりますので、国のほう改正をされております。次に、「防災会議」でございます。選出根拠は、高浜市防災会議に関する条例第3条第2項第4号におきまして、市議会の議長としております。次に、「国民保護協議会」でございます。選出根拠は、高浜市国民保護協議会条例第2条に基づくものでございますが、明確に議長とは謳われておりませんが、本条例の趣旨であります武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に沿った形で、議長の充て職となっております。次に、「土地開発公社」でございます。選出根拠は、高浜市土地開発公社定款第6条に基づくものでございますが、議員の選出の指定はございません。現在、3名の議員さんを選出しております。また、土地開発公社の目的でございますが、

公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的としております。次に、「民生委員推薦会」でございます。選出根拠は、民生委員法第8条第2項において、民生委員推薦会委員は、当該市町村の区域の実情に通ずるもののうちから、次の各号に掲げるもののうちから、市町村長が委嘱するとされており、その第1号に、市町村の議会の議員と謳っております。このことから、議員さん1名を選出しているものでございます。しかし、先ほどの「青少年問題協議会」と同様に、民生委員会法の一部改正が今回行われております。法の第8条第2項が、「委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者のうちから、市町村長が委嘱する。」のみの改正とされ、議員とする指定が削除されております。この法のですね、地方青少年問題協議会法及び民生委員法の改正でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改正と、国のほうはしております。最後に、「農業委員会」でございます。まず、訂正のほうをお願いしたいと思います。委員会等法律第2条とございますが、第12条の間違えでございます。訂正をお願いします。申しわけございませんでした。選出根拠でございますが、農業委員会等に関する法律第12条、選任による委員第2項において、「当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者四人以内」としております。議員の選出については、明確に謳われておりません。つまり、議会推薦で4人以内を選出するということでございます。現在は、3名の委員さんを議会推薦としております。うち1名が、杉浦辰夫議員でございます。あと2名は、女性の方を議会推薦としております。以上でございます。

委員長 こういった根拠で、今、今年度も配属をされているわけでございますので、それでは、これにつきまして、それぞれ会派からまた御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。それでは、市政クラブさん。

意(9) この資料が本日出ておるといこともございますし、それから、上位法改正に伴って、高浜市条例の改正もある可能性もこれは考えなければならぬと思っておりますので、一度、当局のほうに上位法の改正に伴って、市条例の改正がどのようにされるのかという調査をお願いして、次回、またテーマに挙げていただけないかなということをおもいますが、いかがでしょうか。

委員長 公明党さん、いかがですか。

意（16） それでよろしいと思います。

委員長 共産党さん。

意（11） ええ、僕らももう少し時間を見て、どうなるのかをみてから決めることがいいと思います。

委員長 それでは、黒川委員。

意（2） 私も、持ち帰りをお願いします。

委員長 長谷川委員。

意（1） 次回検討で、お願いします。

委員長 それでは、今、市政クラブさんのほうから御提案がありましたように、市条例の変更の関係も含めて資料をまたつくります。また、そういうこと・・・

「これは、先に出してくださいね。」と発声するものあり。

委員長 先に出すようにしますので、それは局長、よろしいね。

事務局長 はい。

委員長 資料、これについての。市条例が、どう変わっていくかという話については。

事務局長 はい。

委員長 ではまた、事務局のほうから出してもらいますので、よろしく願いいたします。それでは、これを次回のまた検討課題とさせていただきますので、お願いをいたします。それでは次に、前回、出ておりました「各派代表質問制の導入について」、これについて、検討テーマの追加ということでございまして、近隣市の資料については、配布させていただいていると思いますが、行っていますよね。

意見なし

委員長 それでは、これについてまた検討を願いたいと思いますので、それで

は、市政クラブさんのほうから。

意（9） 私ども、これテーマに挙げていただいたほうでございますので、代表質問制度に関しましては、ぜひ、取り入れたいという思いがございます。それで、御賛同がもしいただけるのであれば、運用とか要綱に関しましては、これは議運のほうになるものですから、議会運営委員会のほうで、もしやるのであればね、議会運営委員会のほうで、議論をしていくべくものだというふうに思っております。皆さん方の御賛同をいただければ、そのような進め方をしていきたいなというふうに思っておりますけども、いかがでしょうか。

委員長 今、市政クラブさんのほうから議運のほうでという御提案もございましたが、公明党さん、いかがですか。

意（16） 代表質問を導入することありきになるのかな、どう、それではちょっとあれなんですけども、代表質問そのものがまだですね、どういうものなのか、資料、さっところ読ませていただいただけですので、その資料によりますと、これは会派を代表する質問で、個々の質問ではないものですから結構ですね、制限されてしまったりとか、そういった小さいところにはなじまないのではないかなというような資料には書いてあるものですから、ちょっと今すぐやりましょうというふうには、なかなかならないと思いますけども。

委員長 前回、市政クラブさんが、この検討テーマについて提案をされたときに、これは、毎回、代表質問ということではないということは御承知いただいていると思います。年に、例えば、1回から2回だというお話、12月の段階の予算ですね。そういった部分、あるいは、市長の交代、所信表明という部分。ですから、そういう部分についての代表質問というお話、これは御理解をいただいていると思いますが、よろしいですよ。そういう中での市政クラブさんからの提案でございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思いますが、それでは、共産党さん。

意（11） これは、やるべきかなというふうに思いますので、そういうことで、お願ひしたいと。

委員長 それでは、黒川委員。

意（2） 今、話で、大体の概要はわかっているんですけども、今の一般質

問とは別にですね、そういったことを考えていただけるという話であれば、今すぐあれではなくて、やはり、もう少し検討して、代表質問をどのような形でやるかという、そういうあれから一回きちんとやっていただいたほうがいいのかなというふうには思います。

委員長 それでは、長谷川委員。

意（１） 私は、こういう当市のような小規模な自治体には、おっしゃられる代表質問という制度は、なじまないのではないかというふうに考えます。

委員長 いずれにしても、会派の大きさ、小さきもございますが、ひとつお考えをいただきたいというふうに思います。それでは、これもですね、しっかりまたお考えをいただいて、その結果を受けて、また議運なら議運のほうで決定をいただければ、その後、・・・はい。

意（１１） あの、たたき台をここで出すんですかね。先ほど、議運のほうでという話が・・・

委員長 いやいや、まだまだまだ。ここで決めてからです。

意（１１） はい。

委員長 議運のほうに回すということは。

意（１１） はい。

委員長 そういうことだと思います。やる、やらないということだけは、ここでやりたいと思います。

意（１６） 代表質問ということ、導入になりますと、例えば、３月なら３月の予算編成に対する方針とか、市長の施政方針とかね、出てきますので、それに対しての代表質問という形で、それ、代表質問を導入すると一般質問がどうなってしまうのか、そこら辺のこともちょっと提示していただかないと、なかなか思うような議論ができないんですけれども、どういったものを思い描いてみえるのか、何か、たたき台ではないですけどもありましたら出していただくとありがたいですけど。

委員長 北川委員。

意（９） これは、うちの会派の中でも細かく詰めているわけではないですけども、今、イメージしているのは、一般質問の、今、現状、高浜市議会は二日

間取っています。それとは別の日程で、代表質問の日程を取るということが、まず一つ。ですから、一般質問が通常、開会日の二日あとになりますので開会日の二日あとが代表質問、三日目、四日目が一般質問というスタイルになるのが一般的かと思います。それから、代表質問をやる時期でございますけども、前回、説明したところでは、ほかの市、他市の例を言いますと、3月とかの予算編成時のときに代表質問やられているところが一番多いです。それから、9月に決算のことでやられているところもあります。それから、市長が当選されて初めての施政方針演説をやられるとき、これはいつという限りがありませんけれども、そのとき、ということが他市ではよくあるんですけども、私が考えているのは、高浜の今までの流れからいうと、12月定例会に次年度の予算編成についての御質問を皆さん方もう既にやっておられますので、それをしっかり代表質問という形で、別枠で組んで市民の方々にしっかりとそれぞれの会派から市長に対して質問することによって、より深い議論を示していくという狙いを一つ思っております。ですから、12月定例会と、それから先ほど言ったように、市長が選挙で当選された一番最初の議会において代表質問を導入したいと、場面としてはそういう感じで考えています。細かいやり方というのは、これは、まだそんなにしっかりと出ておりませんが、少なくとも、12月定例会でも、ほかの会派の方も予算要望ですとか、そういったことをやってみえますので、それをしっかりと表に出すということが、僕は必要だということをお思っておりますので、それは、一般質問とは別で代表質問という形をとるといふことでもあります。

意（16） 疑問点が出たんですけども、12月の予算編成に関する質問は、市政クラブさんの場合は、何か、5人か6人か、かなり大勢の方がね、やられたんですけども、代表ということになると、市政クラブさんの代表のお一人の方しかできなくなってしまう、そういう制限が出てくるのではないかなという懸念もあるんですけども、そこら辺はどのように考えてらっしゃるのでしょうか。

意（9） そういう細かい話までここでしていくことかなと思いますけども、それをどうするという話をやるならやるで、運用の仕方、要綱を決めるのであ

れば、別のところでやったほうがいいのではないですかということをお先ほど申し上げたんですけど、例えば、イメージとするとね、一人がやるにしても、では、代表質問に関しては時間を延ばすとか、いろいろな方法が取れるではないですか。今、一般質問なら70分ですよ、例えば、それを100分にしようか200分にしようか、別にいいんですよ。こちらで決めればいいことですから。だから、そういう話ではなくて、何ていうんですかね、どのようにやったら議会があるいは会派がですね、市政に対してしっかりとした姿勢で臨んでいるのかということが市民にも示せると思うんですよ。そのために代表質問制度というものを設けたらどうだと、あくまで、代表ですからもちろん一人がやるという方法もありますし、手法としてはね、いろいろあると思います。例えば、関連質問で、ほかの会派のほか人が続けてやってもいいというルールにするならそれでもきっとやれるでしょうし、やり方はいろいろできると思いますが、少なくとも、それは前回我々がやった12月のときのやり方というのは、我々が現行の中で一生懸命考えたやり方ですから、あれとはまた別の話です。

委員長 ほかに、どうですか。いずれにしても、これもちょっと時間をかけながらやっていきたいと思っておりますが、もう少しそれぞれの会派の皆さんにそれぞれのお考えいただく代表質問というやり方、これは今までどおりでいいよというようなお話もありましょうし、ひとつまたこれも御検討をですね、こういう場合はどうなるんだという話を直接また提案のほうの、会派のほうにまた伺っていただいても結構ですし、お願いしたいと思っておりますが、それでよろしいですか。次回にまた回します、これは、はい、お願いいたします。ちょっと時間もきましたので、皆さんでお願いをいたします。

4 その他

委員長 きょう、お手元の資料、出させていただきます。これについて事務局、お話がございませうか。

事務局 まずお手元に配布してございます「議事堂内質問席配置（案）」という

ものを御覧になってください。皆様が座っていただいているところの左の奥、いわゆる窓側のところに質問席を斜めというような形で置くという、このポジションが前にも話をさせていただいたように、カメラの位置から一応差し支えなく映るであろうという場所でございます。ですので、この位置で、質問席が入り次第この位置というところを、本日、御確認と御承認というんですかね、そういったことをしていただければと思います。カメラ1が右下、カメラ2、カメラ3というのが上部の真ん中あたりにあるんですが、質問席のほうにつきましては、カメラ1から質問席のほうを撮らせていただくという形で、今、考えております。それで、カメラ2のほうで、それぞれ当局側を映すという形になります。ただ、質問席からは演台を越した左側、教育長の席の辺りというんですかね、こちらのほうは顔が多分見えないものですから、その辺の、当局の答弁方法や何か、そこら辺、声が聞ければいいよということであれば、別に今までどおりで議員さんの質問席に移るといっただけの形でいいかと思うんですが、そこら辺がちょっと気になるものですから、一つ、提案だけさせていただきます。

委員長 この提案は、実は、後ろ、カメラ2、カメラ3、御承知のとおり傍聴席がでございます。傍聴席を背中にしてという世界で今までやってきましたけども、それよりも少し斜めにして顔が見えるようにという世界でいくならこの位置かなということの提案だと思います。何か、御意見ございましたら。副議長、何かございますか。

副議長 これ初めて見ているので、これ皆さん、この場で何かその辺の御意見というのは、OK、OKではないということ答弁できるかなと思って見ていたんですけど。

委員長 現実には、事務局と私が、顔の映り具合はカメラでいくつかやってみたところ、一番ベターはここではないかなという、事務局と私のやった結果の御提案でありますので、もう少し提案を変えるなら変えますし、また皆さんの御意見を、これもお持ち帰りいただいて、またそれぞれまたお持ち帰りをいただいて、御検討いただければというふうに思います。それでよろしいですか。

意見なし

委員長 事務局、よろしいですか。

事務局 はい。

委員長 そういうことになりますので、一つ、よろしく願いをいたします。それでは、今日の議題は以上でございます。ここで、次の日程を決めたいと思いますが、何か、御提案があれば。

意見なし

委員長 2月28日から3月定例会に入ります。そういうこともございまして、そうでないと4月に入ってしまうので、2月末か、ですから初日前、これ忙しいですかね、皆さん、一般質問の・・・。

委員間で、次回開催の日程調整。

委員長 それでは、3月25日、10時、よろしく願いします。

副議長 今、次回3月25日ということで決めていただいたんですけど、そのときにもう議会報告会のスケジュールですとか日程、この辺の案を出させていただきたいと思いますので、そこで準備始められるような形でやらせていただきますので、よろしく願いします。

委員長 そういうこともございましてね、早め、早めに動いていきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。それでは、ほかに皆さん御意見があれば。

意見なし

委員長 ないようですので、これで議会改革特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 11 時 33 分

議会改革特別委員会 委員長

議会改革特別委員会 副委員長